第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十六年十二月十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十六年十一月四日

東京都港区新橋一丁目九番六号

株式会社プラン・ドゥ

代表取締役　杉山　浩一

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億七千万円減少し、また優先出資一億七千万口を一口につき金一円をもって消却することに致しました。消却に要する金額は金一億七千万円とし、効力発生日は平成二十六年十二月五日を予定しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年四月二十一日

掲載頁　五十二頁（号外第八十九号）

平成二十六年十一月四日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＫＩＷＩスリー

取締役　野坂　照光

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金三十四億四千七百九十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年四月一日

掲載頁　五十七頁（号外第二一八号）

平成二十六年十一月四日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一〇〇六号

常盤1特定目的会社

取締役　菊地　耕平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億八千二百万円減少し、発行済優先出資三千六百四十口を一口に対して五万円をもって有償消却することにいたしました。消却に要する額は、一億八千二百万円です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年十月一日

掲載頁　五十八頁（号外第二一八号）

平成二十六年十一月四日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一〇〇六号

常盤2特定目的会社

取締役　菊地　耕平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億八千七百万円減少し、発行済優先出資三千七百四十口を一口に対して五万円をもって有償消却することにいたしました。消却に要する額は、一億八千七百万円です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年十月一日

掲載頁　五十八頁（号外第二一八号）

平成二十六年十一月四日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一〇〇六号

常盤2特定目的会社

取締役　菊地　耕平

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資五千口を消却することにいたしましたので、当社の優先出資証券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年十二月八日までに当社にご提出下さい。

平成二十六年十一月四日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一〇〇六号

常盤3特定目的会社

取締役　菊地　耕平

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十六年十一月十九日予定の取締役の決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第二項の規定により公告致します。

一、各優先資本金の額の減少をする目的

優先資本金の額のうち、特定資産たる不動産の減価償却費、特定資産の売却又は消費税の還付等により生じた余裕金相当額を本計画に係る業務の終了前に償還し、又は本特定目的会社が利用可能な資金をもって優先出資社員に早期に投下資本回収の機会を与えるため（以下、上記減価償却費、特定資産の売却若しくは消費税の還付その他本特定目的会社が利用可能な余裕金を総称して「現金余裕金」という。）。

二、各優先資本金の額の減少をする要件

優先資本金の額の減少額は、本特定目的会社の現金余裕金の範囲内で、(i)各事業年度における、当該事業年度中の特定資産たる不動産の減価償却額、(ii)特定資産を売却した場合には、その簿価から当該事業年度中に期限前償還すべき特定社債の額及び期限前弁済すべき特定目的借入金の額を控除した額、(iii)確定申告により還付を受けることのできる消費税等の額、及び(iv)その他本特定目的会社が利用可能な余剰現金の合計額を上限とする五万円の整数倍で取締役が相当と判断する額とする。

三、各優先資本金の額の減少をする時期

現金余裕金が生じた場合で取締役が適当と認める時期に行う。

四、減少する各優先資本金の額

金七億一千三百七十五万円

五、各優先資本金の額の減少において消却する優先出資の種類及び口数

当社は一種類の優先出資を発行しており、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少において消却する対象となる。

優先資本金の額の減少において消却する優先出資の口数は一万四千二百七十五口である。

六、各優先出資の消却の方法

任意買入消却とする。即ち、取締役が決定する優先資本金の額の減少額を、買入れを希望する優先出資社員の中から優先出資一口につき金五万円で任意買入消却する。希望者多数の場合には、出資比率に応じて決定する。

七、各優先資本金の額の減少において消却に要する金額

金七億一千三百七十五万円

八、各優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

当社が発行している優先出資の種類は一種類であり、いずれの優先出資も優先資本金の額の減少の対象となる。

平成二十六年十一月四日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号日本橋一丁目ビルディング

八重洲インベストメント特定目的会社

取締役　須貝　信

正誤

ページ	段	行	誤	正
二二		終りから四	奉戸市無灘区田中町2丁目10番13号	さいたま市中央区大字下落合1067番地7
八二		終りから二	大阪府枚方市藤本町5番57―205号	大阪府枚方市藤野田2丁目36番20―202号

（原稿誤り）

平成二十六年九月十六日法務省告示第三百九十八号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

平成二十六年十月十日法務省告示第四百二十五号（同）

（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十一月四日付第二四三号一

二八ページ●同日付政府調達第二〇六号六四ページ

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五一〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）